

用地補償の流れ

道路事業を実施するためには、土地（事業用地）が必要となります。このため、道路事業を進める上で、地域の皆さまにご理解いただきながら、土地の確保に努めています。

地域の皆様のご理解、ご協力が魅力あふれた住み良い地域づくりへの第一歩となります。

事業着手

事業計画の説明

測量・調査を行うため、関係者や地域の皆さまに計画の概要や施工計画などの説明をします。



測量・調査・設計

現地状況を把握するための測量・調査を行います。また現地のデータに基づいて設計（S=1/1000）を行います。



設計・用地の説明

設計図を基に関係者や地域の皆さまに具体的な説明を行います。あわせて用地補償に関する考え方の説明を行います。



用地幅杭の設置

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地幅杭を打ちます。

土地・建物等の調査

お譲り頂く土地の面積、移転して頂く建物、塀や看板などの工作物、庭木や果樹などの立木を詳しく調査します。



土地調書・物件調書の確認

お譲り頂く土地や移転して頂く物件の数量などについて調書を作成し、内容を確認して頂きます。



補償の説明

ご確認頂いた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、事業者が定めた『補償基準』により補償金を算定し、補償の内容について説明いたします。



契約

補償の内容、建物移転、土地の引き渡し時期等についてご了承頂き、書面で契約させて頂きます。また、事業用地の登記手続きを行いますので、登記に必要な書類を提出して頂きます。



建物等の移転・土地の引渡し

建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡して頂きます。



補償金の支払い

土地の所有権移転登記が完了し、土地の引渡が完了した後に補償金をお支払いします。注)



注) 前払いの必要な方には、必要書類を提出して頂いた後、契約金額の70%以内の額をお支払いします。